

## 《 商品説明書 》

2019年7月1日現在

商品名(愛称)	・定期積金
ご利用いただける方	・個人および法人の方
期 間	・6カ月以上5年以内 (1ヵ月単位でご契約いただけます)
お預け入れについて (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	・毎月一定額を一定日に掛金を払込みいただきます ・1,000円以上 ・100円単位
払い戻し方法	満期日以降に一括して給付契約金を払い戻しいたします
利 息(給付補填金) (1) 適用利率 (2) 給付補填金の 支払方法 (3) 計算方法	・ご契約時の店頭表示の利率(年利回り)を約定利率として満期日まで適用いたします ・利率の変更は、原則として毎月第1月曜日とします ・給付補填金は満期日以降に一括してお支払します  ・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します
税 金	・法人のお客様 …… 総合課税 ・個人のお客様 …… 20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ・マル優のお取扱いはできません ※ 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に受け取る利息には「復興特別所得税」が上乗せされ、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。 ※ 税制改正により、法人のお客様がお受け取りをされる預金利息については、地方税の特別徴収が廃止となっています。
手数料	—
付加できる特約事項	—
期日前解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約時の普通預金利率により利息計算を行います
金利情報の入手方法	・店頭備付けの金利表示またはインターネット上のホームページをご覧ください
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または地域創生室(9時～17時、電話:0120-114-156)にお申し出ください。 紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米法律相談センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の相談センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記地域創生室にお申し出ください。 なお、各相談センターに直接申し立ていただくことも可能です。
その他参考となる事項	・総合口座の担保とするお取扱いはしておりません。 ・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか、または約定利率による年利率(1日を365日とした日割り計算)の割合で計算した遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品となっています。同制度による保護対象預金と合算して、1預金者あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。